

令和元年5月 教育委員会定例会 会議録

- 1 開催年月日 令和元年5月8日(水)
- 2 開催場所 教育委員会会議室
- 3 開会時刻 9時30分
- 4 閉会時刻 11時9分

- 5 出席した教育長及び委員
桐谷 次郎 教育長
高橋 勝 委員(第一教育長職務代理者)
河野 真理子 委員(第二教育長職務代理者)
笠原 陽子 委員
佐藤 麻子 委員

- 6 出席職員
教育局長 田中 和久
副局長 清水 周
総務室長 落合 嘉朗
行政部長 田代 文彦
指導部長 岡野 親
支援部長 青木 弘
企画調整担当課長 笹島 大志
管理担当課長 河田 貴子
行政課長 石塚 裕之
教育施設課長 日比野 典明
保健体育課長 幸田 隆
子ども教育支援課長 宮村 進一
学校支援課長 上田 尚弘

- 7 提出議題 次葉のとおり

- 8 会議録作成者 書記 久我 光馬

教育委員会 5 月定例会 会議日程

日時 令和元年 5 月 8 日（水）
9 時 30 分から
場所 委員会会議室

1 議事

日程第 1

定教第 10 号議案 令和元年第 2 回県議会定例会への提案に係る意見の申出について

日程第 2

報第 3 号 神奈川県いじめ防止対策調査会委員の委嘱等について

2 協議・報告事項

報告 1 平成 30 年度県立学校におけるセクシュアル・ハラスメントに係るアンケート調査結果について

報告 2 平成 30 年度学校生活全般における体罰の実態把握に関する調査の結果について

報告 3 「公文書における元号使用強制通知に抗議するとともに、西暦使用に変更することを求めます」という申し入れについて

報告 4 「開かれた教育委員会会議を求める要請書」について

教育委員会 5月定例会 会議録

教育長 ただいまから、教育委員会5月定例会を開会いたします。本会議は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第3項に定める定足数に達しており、有効に成立しております。では、会議録署名委員に笠原委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

笠原委員 （了解）

教育長 本日の議題といたしましては、日程第1として、「令和元年第2回県議会定例会への提案に係る意見の申出について」の議案がございます。また、日程第2として、「神奈川県いじめ防止対策調査会委員の委嘱等について」の報告案件がございます。

さらに、協議・報告事項として「平成30年度県立学校におけるセクシュアル・ハラスメントに係るアンケート調査結果について」ほか3件の報告がございます。

お諮りいたします。本日の日程のうち、日程第1の定教第10号議案は、知事に意見を申し出る案件であります。よって「地教行法」第14条第7項ただし書及び「神奈川県教育委員会会議規則」第35条第1項に基づき、会議を非公開にしたいと思いますが、ご異議はございませんか。

全委員 異議なし。

教育長 ご異議がないものと認め、そのように決しました。それでは非公開案件はあとで審議することとし、先に公開の案件に入りたいと思います。

それでは、会議規則第22条の2の規定により、ここからの進行を高橋委員にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

高橋委員 はい。それでははじめに、日程第2の報第3号に入ります。

報第3号 **神奈川県いじめ防止対策調査会委員の委嘱等について**
説明者 上田学校支援課長

高橋委員 はい。ありがとうございました。今の報告につきまして、何かご質問等ございますか。それぞれ推薦母体3名の方に関して、推薦母体から、人が入れ替わるということだと思います。1件、今の説明の中で教えていただきたいのですが、新しい委員ですが、鈴木委員は任命で、近藤委員、森脇委員は委嘱という表記になっていますが、その違いを教えてください。

学校支援課長 鈴木委員は県職員ということで、任命という形を取らせていただいております。

高橋委員 ということなのですね。
他にご質問等よろしいですか。
それでは、これは報告ですので、以上とさせていただきます。
では次に、協議・報告事項の報告1に移ります。

報告 1 平成30年度県立学校におけるセクシュアル・ハラスメントに係るアンケート調査結果について
説明者 石塚行政課長

高橋委員 はい、ありがとうございます。今の報告につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。はい、どうぞ。

佐藤委員 生徒13万人に対して回答数55通というのは、いかにも少ないなという感じがいたします。少ないのは大変よろしいことだとは思いますが、実態を考えると、もう少し実際にはあるのではないかなと、私の推測ではそういうふうに思われます。アンケートの実施方法なのですが、有効回答数というか、回答総数は書かれていないのですが、私の子どもが受け取ってきたのを見ますと、「セクハラを受けたことがあるという人だけが送ってください」という形であったと思います。そうすると、その55通というのは、送られて来た数とイコールなのかなと思って拝見していたのですけれども、今の子どもたちが、手紙で郵送という形にとっても慣れていなくて、やったことがないという子も多くて、ネットなどでやるというような方法はお考えなのでしょうか。以上です。

高橋委員 はい、お願いします。

行政課長 ネットということで、皆さんスマートフォン等で使われるというケースも多く、日常使われるということは承知しているのですが、調査自体は、やはり調査票を見まして、7割の生徒が無記名なのです。そういう意味でも、生徒のプライバシーの保護ということと、それから二次被害の防止ということ、それから、全生徒が安心して公平に回答できるようなそういう仕組みの中でやっていくのが、ベターなのかなというふうに今思っています。ですので、情報セキュリティ上、この教育委員会の広報系のセクションのところにも確認して、技術的にはそれは可能なのですが、ただ、たとえば、被害にあっている生徒以外からのアクセス、こういったものが、なかなか制御するという事は難しい。なりすましということも想定されるというようなこと。それから、やはり、そういったアンケートの形で、なりすましが出てきますと、実際に被害を受けている生徒への対応に、少しまた事実確認等に、時間がかかることにもなりかねないのかなというところ

ろも懸念されるところでございます。そういった意味で、今回、相談窓口ということで、外部の相談窓口も、たとえば警察ですとか、横浜の法務局ですとか、それから総合教育センター、こういった窓口も周知をしているところなのです。その中でラインの相談受付をしているというようなところとも、話をさせていただいて、そのやりとりの状況も、今後見させていただきながら、どういう形ができるのかということも考えていきたいなというふうに思っているところです。

高橋委員 どうぞ。

佐藤委員 郵送の場合でも、なりすましの危険性や、情報漏えいの恐れがあるのではないのでしょうか。

行政課長 おっしゃるとおりです。はい。その辺は、たぶん、生徒たちは、なかなか活字を自分の手で書くということには慣れていないのですが、そういうことがあるがゆえに、そのペーパーで書いた字、それは校長先生とか、場合によっては担任の先生などを見ると、誰が書いたか想定できるということもあるのです。もちろんそれはプライバシーの問題もあるのですが、実際に被害を受けているという訴えがある中で、匿名というケースもございますので、そういったところを救うという意味でも、やはり書いていただく、それから、いろんな情報が書けますので、スマートフォンも早いのかもかもしれませんが、そういった意味で、事実の確認という意味で、プライバシーの保護という意味では、やはり今のやり方というのも、効果があるのかなというふうにも思っております。

佐藤委員 分かりました。

高橋委員 他にいかがでしょうか。はい、どうぞ、河野委員。

河野委員 ありがとうございます。少し教えていただきたいのと感想なのですが、1ページの調査方法のところです。③で「教職員は」のところ、「有の場合は具体的内容を記載して校長に提出」というふうに書いてあるのですが、これは抵抗感はないのでしょうか。この方法がベストだったのかどうか、少し。有の場合は校長に提出をするということ。

行政課長 そうですね。

河野委員 そのあと校長から、教育委員会にあがってくるということですか。

行政課長 そうですね、校長が把握されて。

河野委員 ごめんなさい、途中で。学校内で、課題を解決するような形をされていると。これが一番ベストな方法なのかどうかと少し思ひまして。少し拝見していると、一つ次の話なのですが、やったかやらないか、ちょっとあれはセクハラになってしまうのかなとい

うような心配の方もいらした場合は、有として校長先生に言う方が、逆に人間関係上「ちょっと教えて」でよいのか、逆にちょっと教育委員会の方に聞いてみたいという方がいるのか分からないのですが、その内容によってもなのですが、この方法が、どうしてこういう方法にしたのかなというのは、まず聞きたいなと思います。先にそれだけお願いします。

行政課長 はい、ありがとうございます。一つは、やはり不祥事が続く中で、わいせつ事案等が後を絶たないということがございます。そういう中で、一つは教職員が、自らの言動がセクハラに当たると、自分が当事者になるということなのですよという教員の意識を、しっかりセクハラに対する意識を持ってもらうということが一つと、それから教員同士が見聞きしたらということも書いてありますので、お互いに、お互いの行動を見て、指摘し合うというか、共有していい方向に進めていくというような、そういうことも一つ目的として、考えておりましたし、それから、合わせてこういう調査をするということによって、こういう学校で起こっているセクハラ、生徒に被害が起こっている可能性があるということについても、組織として共有してもらうということも、一つの目的としてあるのかなということで、教職員に対するセクハラの調査もさせてもらったという趣旨でございます。

河野委員 学校の中での解決ということなのですね。

行政課長 そうですね。おっしゃるとおり、なかなか数字でも見ていただいたように、生徒の方からは55通あがっている一方、教員側からは10通しかあがってこないと。まさにこの辺が、意識が乖離しているというのですかね、セクハラの意識が乖離しているのかなというところが見て取れるというところでございますので、やり方として、教員が、直接教育委員会へというやり方もあるとは思いますが、まずはそういう意識改革という意味でも、これは使わせていただければというふうに思っております。

河野委員 後でこちらも見なくてはいけないですが、有だけじゃなくて、何か質問として校長とコミュニケーションをとるような形も、これから入れていくといいのかなと考えました。

行政課長 ありがとうございます。

河野委員 そして、もう一つよろしいですか。あと次の2ページのところに、「(4) 自分自身が被害を受けたという回答の被害内容」のところで、3つ目、たとえば、男性、女性にはまかせられないというようなジェンダー的な役割分担的なことだと思うのですが、それと同時に、先生の声で4ページのところで、やはりセクハラなつもりではなくても、生徒がセクハラと受けとめる場合もあるとか、これはジャンルは違うかもしれないのですが、要は常識と言ってはあれですけど、今、これがいいことか悪いことかよくわからないという状態の方が多いうように少し感じているのですが、その前提として、前にちょっと去年か何か申し上げているのですが、民間企業でダイバーシティを推進するときに、

アンコンシャス・バイアスというのを検討します。一言で言うと、無意識の偏見とか、強い思い込みとかいうもので、「これは女がやったほうがいいよ」とか、「これは男がやったほうがいいよ」という悪気はなく思っていることがあって、それが相手にとってセクハラともし感じたときに、両方が気の毒です。そういうこともあるので、少し今後の指導のところで、無意識の偏見とか、あとその強い思い込みみたいなものも、少しテーブルに乗せていただけたらと思います。以上です。もしご意見あれば。

行政課長 その辺も、河野委員がおっしゃるとおりの部分もございまして、毎年度、教職員向けに、セクハラのチェックリストというのを、4月にこれ全県立学校と各市町村教育委員会にも参考送付で全部に送っているのです。その中で、容姿を話題にするとか、それから今おっしゃったような無意識のところ、「こういうことはセクハラにあたりと分かりますかね」というような質問を、たくさん入れまして、自分で自省するという機会も、毎年度やっているところではございますので、しっかりとまたそれも進めていきたいと思えます。

河野委員 よろしく申し上げます。以上です。

高橋委員 はい。他にいかがでしょうか。どうぞ、笠原委員。

笠原委員 何点かお伺いしたいことがあります。まず、今、河野委員がご指摘された職員の提出先が校長へということについて、私自身も少し本当にこれでよかったのかなという思いがあります。先生方自身がお互いブレーキ役になって、セクシュアル・ハラスメントに対して正しい認識を持って対応していくには教師として生徒に対応すると同時に、教師自身も同じように意識を持つということが、とても大事なことと思うのですが、それが一歩間違えると、非常に難しい状況になるのかなという気がするのです。今回8校で10件だと。10件のうち、目撃情報が9件で、本人が1件。この目撃情報が9件ということを考えてときに、一つの解釈として、その先生がやはり言えなかったのかも知れない、と考える。それから、受けた行為をセクシュアル・ハラスメントと感じていない、本人が。でも、外側の人間はそれをそう思う。このずれです。そのことが、実は子どもたちへのセクシュアル・ハラスメントにもつながっていく部分があるので、私はその件数の多さとかというよりも、やはりこのずれをどう捉えられているのかというあたりの事務局側の認識、今のは私はそういう捉え方をしたのですが、事務局としては、どんな認識を持っているかというのが1点。

それから2点目が、55件のうち、学校名が特定された54通のうち、校内の行為者が判明した件数は何件だったのかということについて、教えていただきたいことが2点目。

あともう1点は、最後の今後の対応のところで、生徒向けとしてすでに啓発資料を4月に配布済みということは分かったのですが、2番目の窓口を含む相談窓口一覧ポスター、これが7月。たぶん相談窓口を整理されるのに時間がかかるのかもしれないのですが、やはり調査が終わって調査結果が公表された以上、できるだけ早くこういう情報は学校に届けることが必要なのではないかなと思うのです。その場合、7月では遅くない

のか。何か7月まで待たなければならない積極的な理由があるのかどうかということです。同じように、セクハラ防止啓発ポスターが9月にある。逆に言うと、できるだけ早いうちに対応していくことが、まずは一番いいのかなと。そのあと状況を見ながら声掛け、というやり方もあるのではないかと。すみません、まとめてで申し訳ないのですが、3点についてお願いします。

行政課長

最初の意識のずれということなのですが、これは非常に難しいというか、なかなか溝が埋まらないということについては、我々としては、やはり教職員のセクハラに対する当事者意識が、非常にまだ低いのかなというようなこと、どこまでいっても他人事という意識が強いというふうに思います。そこで改めて学校の最高責任者である校長の関わりというのも、もう少し積極的に職員の指導という意味でも、入っていただくということで、これ不祥事防止の中でもそうなのですが、しっかりと職員一人ひとりの状況を把握する、面談してもらおうということもやっていく、そういう取組の中で、やはりこのずれというものを埋めていかなきゃいけないのだろうなというふうには思っております。

それから、実際に55通の申告があった中で、学校名が書いてあったのが54通です。その中で、大体7割は事実があったということで確認ができています。残りの3割は事実がなかったか、あるいは特定できなかったということでもあります。その7割についてはすべて学校長の方が状況の調査、たとえば養護教諭のところに行って、「A君最近相談がなかった」とか「様子はどうだった」とかということ、周辺の状況を聞いた上で、改めてその生徒に聞く。さらに事実が確認できれば、行為者本人に指導すると、こういう形で対応してきたというところが実情としてございます。

それから情報、笠原委員がおっしゃるように、7月の窓口のポスター配布、これは遅いのではないかと話があったのですが、今回の結果は今日付で、すべての県立学校の方に情報提供はさせていただきます。それから、市町村教育委員会を通じて、その内容も提供させていただくということ。そして、4月には、先ほど少しご説明させていただきましたけれども、全県立学校に向けて、ストップ・ザ・セクハラという啓発の資料、こういったものを、どういうものがセクハラに当たるかということも含めて資料にして、県立学校すべてにお送りしているというような取組をしている、このような状況です。

そしてポスターですが、窓口の周知を4月、啓発資料などでもしておりますので、そういう意味でタイミング的にも7月がポスター的には一番夏休み前に発送して掲示をするというところで、いっぱいかなと正直なところです。

教育長

いいですか。去年のポスターは、いつまで貼っているのですか。

行政課長

ポスターはそのまま掲示はされているところでございます。

教育長

基本的には一年中、どこに相談すればいいのか、どういうのがセクハラなのかについては、生徒の目につく形で掲示をしていると。ただ、新たな相談窓口を入れるとか、その年度でどこがいいのかという、そこは若干調整が他の機関との関係があるので、それ

で7月になってしまっている。ただ生徒には、自分がもしそういうふうな被害を受けたら、まずどこに言えばいいのかというのは、一年中目につく形になっている。実情はそのような感じです。

笠原委員 ありがとうございます。新しい窓口とかも開拓をされたり、できるだけ多くの窓口を生徒にお知らせしたいという、そういう意図があるのはよく分かるのですが、私も学校現場にいた人間として、年度が変わると掲示物等をはがしてしまうという場合も無きにしもあらずなのです。ですから、できるだけ今おっしゃったように生徒たちが常に目に、これについては通年掲示とか、新しいポスターと交換とかという細かいことではあるのですが、その辺りの実情をしっかりとらまえた上でご対応していただきたいというのが1点と、最後、先ほどお話のあったその管理職と職員との意識のずれ、私はもっと以前に、先生方の人権意識、一人ひとりの意識をどう高めていくかという辺りのところも、並行してやっていかないとなかなか難しい。それは管理職だから、徹底的にというわけではもちろんないでしょうし、常に、啓発をしていただきたいと思いがありますので、よろしくお願いします。

行政課長 そのセクハラについての校内研修、これは、昨年度はすべての県立学校で実際に行っているところは確認しております。引き続き働きかけをしていきます。

高橋委員 はい、私からも1点だけ、今の笠原委員の発言の内容と重なるのですが、今の説明の3ページの下の方に、生徒への調査の今後の対応なのですが、55通の回答のうち、親とか友達に相談したというのは20件あって、11件が何もしなかったという回答。これ昨年度も同じ数字だったと思うのですが、ここに書いてあるとおおり。私はセクハラもいろいろないじめも、子どもたちが、とにかく訴える場所がどこかというのをすぐに分かるようにすべきだと思うのです。今、笠原委員が、掲示が7月では遅いのではないかと、はっきりおっしゃった。とにかく自分が不利益や不快なことを感じたら、すぐに行動できるということを教えるのが学校だと思うのです。例外であったり少数であったりというような考え方、あるいは、自分の不快に関して、きちんと手を上げられるようなそういう場所を作らないといけない。なるべく子どもたちをそういう密室におかない、こういうセクハラも一種の依存関係、黙っていたら相手はいいのだというふうに思っているのだと思いがちですよね。いじめもそうですけど。そうではなくて、やはり本人が不快を感じたらすぐに手を上げるということが出来るような、子どもたちに与える冊子もあるのですが、そういうような教育を進めていってもらいたいというふうに思いますので、やはりポスターを含めて、なるべく早い対応をお願いしたいということです。

行政課長 はい、ありがとうございました。

高橋委員 他にいかがでしょうか。どうぞ、佐藤委員。

佐藤委員 もう1点、時期のことなのですが、郵送受付期間が1月25日から3月31日というのは、

高校3年生は自由登校期間だったり、入試準備や就職準備等で忙しいときなのかなと思いますので、もう少し早い方がいいかなと考えました。

行政課長 実際には、学校あてには年内にすべて送っております。あとの対応は、学校の実情にお任せするような形で、夏休みを挟むのか、それとも年明けにするのか、その辺は鷹揚にやっていただいております。すみません、冬休みです。失礼しました。

高橋委員 はい。どうぞ、河野委員。

河野委員 あがってきたものに対しては、とても丁寧に対処して解決に結び付けていただいていると思うのですが、一つお願いがあって、これがうまく回っていくのは、やはり信用と信頼があってこそだと思うのです。なので、窓口をお知らせするというのはものすごく重要なのですが、同時に、常に「あなたたちの情報は、個人情報を守られています。」そこは丁寧に毎回毎回しつこいくらい出していかないと、多分投函した子はすごく、私が出したあれは、僕かもしれませんが、あれがもう校長先生に来ているのかなというように、すごく敏感だと思うので、そのあたりも常に、同時に情報は守られている。その中で解決しなくてはいけないというところもあるのは、すごく難しいところだと思うのですが、是非その信頼関係を大切にさせていただき情報も出してもらえたらと思います。

行政課長 はい。セクハラアンケートですね、行う際には、アンケートのお願いということで、生徒の皆さんに、資料14ページがございますが、この中で、まずは「個人情報などについては秘密を守ります」ということを前面に出して、対応させていただいておりますので、引き続きこういう形でしっかりとやっていきたいと思います。

河野委員 これも分かっているのですが、そのポスターのところにもありますよね。常にお願ひできればなと思います。

行政課長 ありがとうございます。

高橋委員 はい。他によろしいですか。
それでは、これは報告ですので、以上とさせていただきます。
次に報告の2に移ります。

報告2 平成30年度学校生活全般における体罰の実態把握に関する調査の結果 について

説明者 上田学校支援課長

高橋委員 はい、ありがとうございます。今の報告につきまして、何かご意見、ご質問ございますか。はい、どうぞ、笠原委員。

笠原委員　　まず、質問をお願いしたいのですが、体罰を行った教諭の年齢、だいたいどれくらいの年齢なのかという点が1点と、それから市町村立学校の15件の該当学年が何年生位なのか、それから、3点目として、初回の体罰調査から何回目になるのか、その3点をまず教えていただけますか。

学校支援課長　　まず、こちらでいうところの3ページの調査によって新たに把握された体罰事案の概要、こちらの年齢で申し上げますと、県立学校、上から28歳、60歳、38歳。市町村立学校の方ですが、1番の方43歳、2番の方が60歳、こういった状況でございます。

子ども教育支援課長　　続いて2点目の市町村立学校の学年でございます。今回報告をした体罰調査で新たに出た、この事案につきましては、小学校2年生と中学校3年生となっておりますが、平成30年度間の15件で見ますと、割合として比較的多いのは、小学校では4年生、中学校では2年生が多い状況になっています。

学校支援課長　　続きまして体罰調査の回数ということですが、まず、この調査自体が、平成24年の12月、大阪の高校で体罰を苦にして生徒が自殺したという事件を受けて、文部科学省が全国調査を行いました。その後、平成25年度以降も本県として独自に継続をして調査を行っているというものでございます。なので、平成24年度から数えますと、7回目ということですので。以上でございます。

笠原委員　　ありがとうございます。最初の1ページ目に調査の目的のイに、「各学校において、教職員間の体罰に関する議論や認識を深め、体罰の根絶に向けた取組みをさらに推進」していく。今伺うと、年齢も非常に幅がある。若くて経験年数が少ないからやっているとかということではなくて、本当に60歳の方もいらっしゃるやれば若い方もいる。それから学年については、その時々状況によっても違うとは思いますが、要は、考察と評価のところ、「体罰に対する認識の甘さがあり」「教職員等の意識改革に向けた継続的な取組みが必要である」と書かれている中で、このところ、再びその体罰が増加をしている状況にあるということをとらまえると、研修という部分、校内で計画的に研修をし、体罰防止ガイドラインがどれだけ活用されて徹底されているのかという状況について、どこまで把握をしてらっしゃるか、具体的な例があれば少し教えていただきたい。

子ども教育支援課長　　はい。市町村立小中学校について申し上げます。大きな捉えとしては、記載のとおり、課題認識しておりまして、今後の取組につなげていきたいと思いますが、今回の調査を受けて先ほど申し上げたとおり、小学校、中学校とも、子どもからいうと、学校生活に少し慣れた、小学校では4年生あたり、中学校では2年生、こうしたところで多く発生している状況が見られます。また授業中、特別活動等そういった区分けもありますが、1件1件を見ますと、やはり教員がきちんと厳しい指導をすべき場面で発生しています。学校生活に慣れて子どもの生活の中、言動とかで、やはり注意が、指導が必要な場面で発生しています。要は指導の仕方として、この体罰というものに対する認識

識を、再度引き締める必要があると考えています。毎年度発生した事案の特徴ですとか傾向については、この時期、この後、各市町村教育委員会の生徒指導担当者の会議ですとか、そういった場面で、具体的にフィードバックをするようにしています。体罰防止だけを訴えるのではなくて、やはり生徒指導の一環として、体罰でなくて、こういった手法がより望ましいのかという辺りについて、引き続き、市町村教育委員会の方に伝えていきたいというふうに思います。各学校の中でどのような形で定期的に研修が行われているか、基本的に事故防止研修ということで、毎月職員会議等でその中の一つとして体罰防止についても取り扱っていただいているという認識でございますが、もう少し生徒指導の側面から、取組の充実をお願いしたいと考えております。

笠原委員

ありがとうございます。今子ども教育支援課長がおっしゃった部分はすごく大事なことだと思うのです。ただ、教員の多忙化の問題があったり、新しい学習指導要領での1日の時間割の長さ、先生方が具体的に研修する場面が限られてくるという中で、優先順位をつけていったときに、先生方の研修ということが、なかなか難しい。総合教育センターでの初任者研修であったり、経験者研修の中でも、声をかけていただいているというのは分かるのですが、やはり学校において、子どもの命を守っていく、安全を守っていくということを第一に考えていく。そして体罰はゼロなわけですよ。この辺りのところを踏まえながら、本当に生徒指導のあり方という基本的なところを、今後どういうふうに展開されていくかというのは、本当にご苦労だと思うのですが、是非その方向でやっていただきたい。最後に1点だけ、政令市の3市は除いているということなのですが、もし分かれば政令市の状況、今どんな状況なのか、かつてそれぞれで新聞報道があったりもしたのですが、現状としてどうなのか、そのことについて県としては把握されているのかどうか、最後にそこを教えてください。

子ども教育支援課長

はい。政令市の体罰調査に関して言いますと、先ほど学校支援課長からあったように、初年度、平成24年度は国の実態調査を受けて、県と同様の方式で実施をしました。その次の年度、平成25年度以降は、政令市につきましては、そういった人事上の措置とかも含めて、政令市が権限を持っておりますので、やはり実効性を考えると、県の調査をそのまま行うということではなくて、各政令市が基本的には年間を通じて子どもや保護者からのそういった訴えや相談を、直接市教育委員会の方で受けとめできるような窓口を開設して、対応をしています。実際に政令市で何件の体罰が発生して、どのくらいの処分を実施しているかということにつきましては、その年度が明けた後、公表ベースで共有をしています。また、県がこうやって毎年やっている調査の結果ですとか、やり方ですとか、ガイドライン等については、担当者あるいは課長会議で毎年度共有をしているところです。以上です。

笠原委員

ありがとうございます。

高橋委員

はい。他にいかがでしょう。はい。河野委員。

河野委員 3ページの(3)のウのところの考察と評価なのですが、ここに「当該教員の体罰に対する認識の甘さがあり、今後も教職員の意識改革に」と書かれているのですが、今まで何度かしている調査の中で、同じ方が繰り返すということがあったのでしょうか。逆にその場合、その意識改革がなかなか難しいと思われるわけなのですが、どのように指導されるのか、少しその辺りを教えていただければと思います。今分からなければ、次回以降にでも。

教育局長 調査自体というか、過去の処分などを見ますと、やはり複数回やっている教員が何名かおられます。そういった教員については、最初の段階では校内で指導するというので、数回にわたった場合は、総合教育センターの方で研修をしっかりとやるということで、やはりすぐというわけではなくて、一定期間空くとやはり体罰を起こしてしまうというケースがありますので、それぞれの状況において、学校で研修をやったり、総合教育センターの方で県教育委員会としてやるという形で、指導をしております。

河野委員 常に忘れてしまわないようにというか、意識をずっと持ち続けるような指導をされているということでもよろしいですね。ありがとうございます。

高橋委員 佐藤委員。

佐藤委員 本調査によって把握された事案が5件ということで、実行者というか、先生と生徒もそれぞれ把握されているようですが、この調査で、まだ実際の事案は分からないのだけれども、訴え、申出があった件数というのは、何件でしょうか。

高橋委員 もう一度質問を。

佐藤委員 5件は、具体的に「この人がこの人を」というのが判明しているようなのですが、これ以外に、やった人ややられた人は分からないのだけれども、生徒から訴えがあったというケースが、郵送されてきたというケースがありましたでしょうか。

高橋委員 今の5件は高等学校の例ですか。

佐藤委員 高校3件、市町村立2件ですかね。

学校支援課長 県立学校についてお答えをさせていただきますと、まず、私どもで収受した郵送で送られたものの数、こちら129通ありました。中には、何も記述がないというものの、これが32通ありました。確認すべき記述があったもの、あるいはその保護者からの意見や感想書きされているもの、これ合わせて97通ございました。そのうち97通のものを内容を見て、体罰に該当するというものが3件ということになります。

子ども教育支援課長 続いて市町村立学校につきましては、県の実施要綱を踏まえながら、各市町村

教育委員会の方で実施をしております。その回答数、児童あるいは保護者等の方から、各市町村で何通回答が来たかということについては、私どもの方では把握をしております。その中で精査をし、体罰としたものの報告を受けているという形でございます。

高橋委員　　いいですか、佐藤委員。

佐藤委員　　はい。

高橋委員　　今の佐藤委員の質問とつながるのですが、県立学校の方ですが、先ほどの説明でも9件のうち新たにこの調査で分かったのが3件だと思うのですね。この3件は、本来学校が把握して報告すべきことではなかったのですか、その辺を少し教えてください。

学校支援課長　　はい。確かにご指摘のとおりでございます。本来、調査で初めて分かるということがあってはいけないのかなというふうに思っております。

高橋委員　　その辺は、校長には指導というか何かそういうメッセージがいつていますか。「もっと早く出してください」ということは、いつていますか。

学校支援課長　　要するに、これはまず教員からの自己申告があつてしかるべきだろうなど。

高橋委員　　確認した上での話ですが。

学校支援課長　　他の者から、生徒から言われて分かるということではなくてですね。

高橋委員　　確認はしたわけですか。では、この3件が実際にあつたかどうか。まだ確認はしていない。

学校支援課長　　この3件について、事案の詳細を確認したかということですか。

高橋委員　　そうです。アンケートの数だけここに載っているのか。まだそれはこれからでしょうか。

学校支援課長　　確認をしております。

高橋委員　　いるわけですね。なるほど。であれば、本来だったら、学校から報告があつてしかるべきでしょう、と考えてよろしいでしょうか。

教育局長　　この調査のあと、学校長が把握したということ。本来、体罰を行った教員が、自分が体罰をやつたということを報告すれば、その時点で校長は報告できたのですが、この案件については、体罰を行った教員が、それを学校長に報告してなかつたということでご

ざいまして、報告があった案件については、速やかにということで、それはされております。

高橋委員　　はい。そうですね。これは、アンケートに回答をすると同時に、その職員はやはり校長にもそのことは伝えるべきだったのではないかと思うのですが。それはその必要はないのでしょうか。少し教えてください。アンケートに回答すればいいと。

教育局長　　このアンケートは、生徒から出てきたということなので、教員がこのアンケートに答えたというわけではないので。仮に体罰を行った場合でも、本来、速やかに報告すべきだった。そのことについて、その教員は報告してなかったと。生徒から訴えがあって、県教育委員会が把握して、それが学校長にいつて、この事案が確認ができたという。

高橋委員　　なるほど、その事案は確認されたわけですね。はい、分かりました。他にいかがでしょうか。

教育長　　いいですか。

高橋委員　　はい、教育長。

教育長　　日常的な形で事故ですとか不祥事ですとか、体罰、もうこれについては校長が校内で起きたものについては、速やかに把握をして、県教育委員会へ報告。もうこれは原則です。事あるたびごとに校長たちに徹底をしていると。ただ、体罰の場合に、誰かが見ていれば、「その教員がこういうことをやったよ」ということでたぶん管理職に伝わってくるだろうと。ただ、子どもと教員だけの一対一の中で起きてしまったとき「子どもが声を上げなければ」というところはどうしても出てきてしまう。その場合に、このアンケートというのは、そこを子どもたちの声として聞くことができる。そういう構造になっているのだろうなど。ただ詳細に見ていけば、やはり管理職が、学校の中で起きていることを把握をしていく。それについて、いわゆる非違行為等があるのであれば、それは県教育委員会に報告する。もうそれは徹底して、今、県立学校に対してはやっている、そんな状況ではあります。

高橋委員　　そういうことをするために、このアンケートがあるわけですからね。はい。分かりました。

他に質問等よろしいですか。

はい、それでは、この件は以上とさせていただきます。

それでは次に、報告の3に移ります。

「公文書における元号使用強制通知に抗議するとともに、西暦使用に変更することを求めます」という申し入れについて

説明者 石塚行政課長

高橋委員 はい。ありがとうございました。今の説明につきまして、何かご意見、ご質問ございますか。はいどうぞ、佐藤委員。

佐藤委員 行政事務においては、年月日の表記というのは、厳密に行わなければならないので、今回の通知は必要なものであったと考えておりますが、学校現場において、外国人の生徒、保護者、それから帰国子女のような方もいらっしゃいますので、そういう方が、混乱しないような分かりやすい説明を心掛けていただきたいと思います。

行政課長 そうですね。学校におきまして、これは県立学校の方でございますけれども、生徒の学籍とかについては、慣行に基づいて元号を使っているのですが、卒業証書、こちらについては、事前に本人にアンケートを取りまして、それで西暦と希望があれば、西暦と元号を併記すると、こんなこともやっているところでございますので、丁寧に説明をさせていただきますと思います。

高橋委員 今回の佐藤委員のご意見につなげて、外国につながりを持つ子どもたちの場合も、たとえば学校へ出す書類をやはり、平成とか令和とかあらかじめふってあって、そこに数字を入れるということなののでしょうか。

行政課長 いえ、それは今はございません。西暦、元号どちらでも。

高橋委員 そうですか。はい。分かりました。河野委員。

河野委員 今教えていただいたその卒業証書等は、本人の希望で、たとえば「令和（2019）」みたいな形ですか。希望があれば。

行政課長 そうですね、併記です。平成とか2019年とか。

河野委員 選択ではなくて、併記。

行政課長 併記です。

河野委員 それは、逆に希望がある人だけなのですね。

行政課長 そうです。事前にそういうアナウンスをした上で、希望される場合はということで、こちらからももちろん強制をするということではございませんし、希望をとってというこ

とです。

河野委員 卒業証書が必要なことがたまにあったようなときに、やはりそれがあった方がいいことは多いなと思いましたので、逆にそれを広く広めておいていただいた方が、海外との仕事とか海外の学校とかもあるかと思うので、広めていただけるといいなと思いました。以上です。

行政課長 はい、分かりました。

高橋委員 他にご意見は。よろしいですか。これは、回答か何か求められていますか。ここには特に回答を求めますということは書いてないですね。

行政課長 「求めます」ということではございますけれども、ご報告した案件につきましては、私の方から責任を持った回答を、発信をさせていただくというところですよ。

高橋委員 そうですね。はい。これまでの県の教育委員会のやり方に従ってお願いしたいと思えます。

はい。それでよろしいでしょうか。では、次に移らせていただきます。

報告 4 「開かれた教育委員会会議を求める要請書」について

説明者 河田管理担当課長

高橋委員 はい、ありがとうございます。今の説明につきまして、何かご意見ございますか。私もおそらく教育委員の皆様方も、情報の公開に関しては、これは大事だということはどうなとも認識していただけると思うのです。今1ページ目に説明いただいた①から⑨までいろいろとこれこれすることという要請があるわけですが、9番に関しては今説明があったのですが、たとえば、これは早急に進めなければならないとか、あるいはこれに関しては今進める方向で考えているとかということは、まだ言えませんか。私はやって欲しいことがいろいろあるのですが。はいどうぞ。

管理担当課長 1ページ目の①から⑨の中で、神奈川県教育委員会で、まだ少し取組が進んでいないところを例として申し上げますと、たとえば、⑦番の1行目の真ん中辺りなのですが、職員による議案説明等、会議録にこちらはまだ起こしてございませんで、今回オンブズマンの方で調査した中では、27の市町村教育委員会でもう実施されたということで、まだ7市町村ではやられていないということもございませんで、こちらの方は、県内市町村教育委員会の実施状況ないしは近隣の都道府県の教育委員会の状況なども踏まえながら、今後検討してまいりたいと考えております。

高橋委員　　そうですね、職員の説明は結構長いですが、やはりそれも大事かなというふうに思います。はい、分かりました。
あと他にご意見はございますか。教育長、何かございますか。

教育長　　基本的には、教育委員会制度の元になっている「地教行法」、「改正地教行法」においても、やはり公開が大切ということで、基本的に議事録を公開すると。ただ、職員の負担等があるところについてはという限定がついているだけで、やはり原則公開だろうと思いますので、基本的には幅広く公開できる、そういう方向で、また委員の皆さんと検討させていただければと思っております。

高橋委員　　もう1点、この④番で、今日も傍聴の方がいらっしゃいますが、多くの県民が参加可能な傍聴環境とあります。これまで、たとえば傍聴希望者の数が多くて入りきれなかったということがありますでしょうか。

管理担当課長　　ここ数年の状況ですとないのですが、たとえば想定される場合には、別室で音声だけというようなことも想定したことはございます。

教育局長　　実際それをやっております。この中の別の会議室にいていただいて、ここの音声をそこに伝えるということをやっています。

高橋委員　　そうですね。やはりそこは大事にしていきたいと思います。
河野委員、何かありますか。

河野委員　　今の続きなのですが、逆に欲を言えば、もう少し広くて見やすいといいですよ。でも、事情で仕方がないのですが、私が委員をしている間も数が多かったときがあったと思うのですが。少し質問ですが、そのときは音声だけが同時だったのですか。それとも映像はないのですか。

教育局長　　映像はないです。

河野委員　　映像はなくて音声だけが同時に配信されているという形ですね、このまま。はい、分かりました。ありがとうございます。

教育局長　　今後はだから画像も含めて、少し検討が必要になってきます。技術的にはそんなに難しい話ではないと思いますが。

河野委員　　どんどん時代が進んでいるので、また検討していただけたらと思いました。ありがとうございます。

高橋委員　　他によろしいですか。はい、それでは、今の件は以上とさせていただきます。

それでは、次に日程第1の定教第10号議案に移ります。

ただいまから、非公開の会議に入りたいと思います。会議規則第35条2項の規定により、出席する職員として、教育局長、副局長、総務室長、行政部長、企画調整担当課長、管理担当課長、教育施設課長を指定します。

(10時58分非公開の会議に入り、11時9分公開の会議に戻る)

教育長 以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしましたので、これにて閉会といたします。

令和元年5月8日

会議録作成者 書記 久我 光馬

<非公開会議審議等結果>

日程第1

定教第10号議案

- ・ 教育施設課長から説明の後、質疑を行った。
- ・ 全委員異議なく、原案のとおり決定された。